

## 中小企業等協同組合法施行規程

(銀行等共済募集制限先に該当しない法人)

第一条 中小企業等協同組合法施行規則(以下「規則」という。)第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 国
  - 二 地方公共団体
  - 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人
  - 四 特別の法律により設立された法人(前号に該当する法人を除く。)で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人
  - 五 国若しくは都道府県の利子補給若しくは財政支援のある農業資金又は貸付けに関して地方公共団体若しくはこれに準ずる機関の関与のある農業資金を借り入れている法人(他に事業に必要な資金を借り入れているものを除く。)
- (特例地域金融機関が講ずべき措置)

第二条 規則第十五条第三項第三号に規定する事業所管大臣が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 一 銀行等(保険業法(平成七年法律第百五号)第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次号において同じ。)の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者(当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。)の関係者(当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。)を共済契約者又は被共済者とする共済契約(規則第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げるものを除く。次号において同じ。)の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置
  - 二 銀行等の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者の関係者を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介を行った場合について、当該共済契約の締結の代理又は媒介が規則第十五条第二項第三号に規定する共済契約の募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者(事業に必要な資金の貸付け又は共済契約の募集に関して顧客と応接する業務を行わない者に限る。)を本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所に配置する措置
- (特例地域金融機関となることができる金融機関)

第三条 規則第十五条第四項に規定する事業所管大臣が定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 社団法人全国地方銀行協会又は社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行
- 二 信用金庫
- 三 労働金庫
- 四 信用協同組合
- 五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行う農業協同組合
- 六 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号及び第九十三条第一項第二号(信用事業)の事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合
- 七 株式会社埼玉りそな銀行
- 八 日本振興銀行株式会社
- 九 株式会社新銀行東京

(特例地域金融機関が募集を行うことのできる共済契約及び金額)

第四条 規則第十五条第四項第二号に規定する事業所管大臣が定める共済契約は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同号に規定する事業所管大臣が定める金額は、同表の中欄に掲げる共済契約の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

項	共 済 契 約	金 額
一	医師により人が疾病にかかったと診断されたこと(以下この項及び四の項において「疾病診断」という。)又は人が共済約款所定の介護を要する状態になったこと(以下この項及び四の項において「要	当該共済事故のうちの一の共済事故の発生につき百万円(診断等給付金であってその支払により死亡給付金の全額が減額されることとされているものがあるときは、百万円に当該死亡給付金の額を加算した額)

	<p>介護」という。)を共済事故とする共済契約(次の項から四の項までに掲げるものその他疾病診断又は要介護以外の事実を共済事故とするもの及び当該共済契約に係る共済金その他の給付金(以下この項において「診断等給付金」という。)の支払により当該人の死亡を共済事故とする共済契約に係る共済金その他の給付金(以下この項において「死亡給付金」という。)の額の全額が減額されることとされているもの(死亡給付金の額が診断等給付金の額を下回らないものに限る。)を除く。)</p>	
二	<p>人が入院したことを共済事故とする共済契約</p>	<p>次のイ又はロに掲げる共済契約の区分に応じ、共済事故に係る入院一日につき当該イ又はロに定める金額(一日を超える一定期間の入院を共済事故として支払われる共済金その他の給付金にあつては、一日当たりの額に換算するものとする。)。ただし、共済契約者を同一とする共済契約が当該イ及びロに掲げる共済契約のいずれにも該当するときは、当該イに掲げる共済契約について支払うことを約した金額と当該ロに掲げる共済契約について支払うことを約した金額との合計額は、一万円を超えることができない。</p> <p>イ 共済事故に係る入院が特定の疾病の治療のための入院に限られる共済契約 一万円 ロ イ以外の共済契約 五千円</p>
三	<p>人が手術その他の治療(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第三号に規定する評価療養に該当するものを除く。)を受けたことを共済事故とする共済契約</p>	<p>次のイ又はロに掲げる共済契約の区分に応じ、一の共済事故の発生につき当該イ又はロに定める金額。ただし、共済契約者を同一とする共済契約が当該イ及びロに掲げる共済契約のいずれにも該当するときは、当該イに掲げる共済契約について支払うことを約した金額と当該ロに掲げる共済契約について支払うことを約した金額との合計額は、四十万円を超えることができない。</p> <p>イ 共済事故に係る手術その他の治療の目的が特定の疾病の治療に限られる共済契約 四十万円 ロ イ以外の共済契約 二十万円</p>
四	<p>疾病診断又は要介護を共済事故とし、かつ、当該共済事故が発生した後の共済約款所定の時期における被共済者の生存を共済事故とする共済契約</p>	<p>当該共済契約に係る共済金その他の給付金の支払の期間一月につき合計五万円(一月を超える期間ごとに支払われる共済金その他の給付金にあつては、一月当たりの額に換算するものとする。)</p>

備考

この表において「特定の疾病」とは、悪性新生物、心臓疾患及び脳血管疾患のうち少なくとも一の疾病を含む十を超えない範囲内の数の疾病であって、共済事業（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「法」という。）第九条の二第七項に規定する共済事業をいう。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会が共済約款に定めているものとする。

（社債等の指定）

第五条 規則第四百三十三号第三号に規定する事業所管大臣の指定するものは、取得時において指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。附則第二条において同じ。）により、BBB格相当以上の格付が付与されているものとする。

2 規則第四百三十三号第五号に規定する事業所管大臣の指定するものは、取得時の直前の事業年度における利益配当率が一割以上のものとする。

（既発生未報告支払準備金）

第六条 規則第四百四十四条第一項第二号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第九条の六の二第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）又は火災共済規程（法第二十七条の二第三項に規定する火災共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が零を下回った場合には、零とする。

一 支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払準備金積立所要額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、対象事業年度の共済金支払額及び普通支払準備金の額（規則第四百四十四条第一項第一号に掲げる金額をいう。以下同じ。）（以下「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

二 対象事業年度の二事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の二事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

三 対象事業年度の三事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の三事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

2 既発生未報告支払準備金積立所要額は、その計算の対象となる各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度の翌事業年度に支払った共済金の額と当該各事業年度の翌事業年度の普通支払準備金の額の合計額から当該各事業年度の普通支払準備金の額を控除した額をいう。

（自動車共済契約の既発生未報告支払準備金の算出）

第七条 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする共済契約（責任共済等（法第九条の六の二第三項に規定する責任共済等をいう。）の契約を除く。）の既発生未報告支払準備金積立所要額は、共済掛金率の算出基礎を同じくする共済の目的の区分ごとに、前条の規定により算出することができる。

（異常危険準備金の積立基準）

第八条 規則第四百四十五条第四項第一号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金I」という。）は、共済規程又は火災共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡（死亡の原因を問わないすべての死亡をいう。以下同じ。）に係る危険共済金額（共済金の共済契約上の額面金額から共済掛金積立金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）に千分の〇・〇六を乗じて得た額

二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額（不慮の事故により死亡した場合に支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に千分の〇・〇〇六を乗じて得た額

三 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金（生存を事由として年金を支払うことを主たる目的とする共済（共済契約者が法人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額

四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額（災害により入院した場合の一日当た

りに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に千分の十六を乗じて得た額

五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額(疾病により入院した場合の一日当りに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に千分の四十を乗じて得た額

六 火災リスク、自動車リスク、傷害リスク及び風水災害リスク 当該事業年度におけるそれぞれのリスクに係る正味収入危険共済掛金(正味収入共済掛金(イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。以下同じ。)のうち危険掛金部分に相当する金額をいう。以下同じ。)に千分の五十を乗じて得た額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第五十七条の五第一項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる限度額(以下「算入限度額」という。)を下回る場合にあっては、算入限度額)

イ 当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金(当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額)及び再共済返戻金又は再保険返戻金の合計額

ロ 当該事業年度に支払った、又は支払うべきことの確定した再共済掛金又は再保険料及び解約返戻金の合計額

七 生命共済契約(規則第十五条第一項第一号に規定する生命共済契約をいう。以下同じ。)及び身体障害共済契約(同項第六号に規定する身体障害共済契約をいう。以下同じ。)に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に千分の三十四を乗じて得た額)

八 損害共済契約(規則第十五条第一項第五号に規定する損害共済契約をいう。以下同じ。)に係るその他のリスク 共済規程又は火災共済規程に定める額(共済規程又は火災共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に千分の五十を乗じて得た額)

2 規則第四百四十五条第四項第二号に掲げる異常危険準備金(以下「異常危険準備金Ⅱ」という。)は、規則第五百十条第二号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び責任準備金(同号の予定利率リスクを有するものに限る。次条第二項において同じ。)の金額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 異常危険準備金Ⅰ又は異常危険準備金Ⅱのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。  
(異常危険準備金の積立限度)

第九条 異常危険準備金Ⅰの積立は、共済規程又は火災共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。ただし、自然災害を担保する共済契約その他積立限度を設けることが適当でない共済契約については、積立限度を設けないものとする。

一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険共済金額に千分の〇・六を乗じて得た額

二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額

三 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金に係る共済掛金積立金の金額に千分の十を乗じて得た額

四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に千分の百六十を乗じて得た額

五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に千分の四百を乗じて得た額

六 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度の正味収入危険共済掛金に二を乗じて得た額

七 生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に千分の三百四十を乗じて得た額)

八 損害共済契約に係るその他のリスク 共済規程又は火災共済規程に定める額(共済規程又は火災共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に二を乗じて得た額)

2 異常危険準備金Ⅱの積立は、規則第五百十条第二号に掲げる額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(異常危険準備金の取崩基準)

第十条 異常危険準備金Ⅰは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

- 一 危険差損（実際の危険率が予定危険率より高くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ。）がある場合において、当該危険差損のてん補に充てるとき。
  - 二 租税特別措置法第五十七条の五第七項の規定に基づき異常危険準備金の金額の一部が益金の額に算入されたことにより税負担が生じた場合において、当該税負担に充てるとき。
  - 三 異常危険準備金Ⅰの一部を財源として契約者割戻し（法第五十八条第六項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）を行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。
- 2 異常危険準備金Ⅱは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。
- 一 利差損（資産運用による実際の利回りが予定利率より低くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ。）がある場合において、当該利差損のてん補に充てるとき。
  - 二 異常危険準備金Ⅱの一部を財源として契約者割戻しを行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）

第十一条 法第五十八条の四の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるか

どうかの基準は、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。

法第58条の4第1号に掲げる額

$$\frac{\text{法第58条の4第1号に掲げる額}}{\text{法第58条の4第2号に掲げる額}} \times \frac{1}{2}$$

（出資金、準備金等の計算）

第十二条 規則第四百九条第一項第四号の行政庁が定める率は、百分の九十（特定共済組合（法第九条の二第七項に規定する特定共済組合をいう。）、火災共済協同組合、法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会（法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十一項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

2 規則第四百九条第一項第五号の行政庁が定める率は、百分の八十五（特定共済組合等が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百）とする。

3 規則第四百九条第一項第六号の行政庁が定めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 解約返戻金等超過額 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額
- 二 将来利益（将来の契約者割戻しの額を引き下げることによりリスク対応財源として期待できる利益をいう。） 直近の五事業年度の契約者割戻準備金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者割戻準備金繰入額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額
- 三 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。） 次の算式により得られる額（繰延税金資産（税効果会計（規則第二条第一項第二号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である特定共済組合等（繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。）にあっては、零とする。）

$$A \times \frac{t}{(1-t)}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、剰余金の処分として支出する額及び利益準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合には、零とする。）

t 繰延税金資産及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。）

（リスクの合計額）

第十三条 規則第五十条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$\text{リスクの合計額} = [(R1)^2 + (R3 + R4)^2]^{1/2} + R2 + R5$$

- 備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- R 一般共済リスク相当額（次条第一項第一号に掲げる額をいう。）
  - R 巨大災害リスク相当額（次条第一項第二号に掲げる額をいう。）
  - R 予定利率リスク相当額（規則第百五十条第二号に掲げる額をいう。）
  - R 財産運用リスク相当額（規則第百五十条第三号に掲げる額をいう。）
  - R 経営管理リスク相当額（規則第百五十条第四号に掲げる額をいう。）

（各リスクの計算）

第十四条 規則第百五十条第一号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

- 一 一般共済リスク相当額として、別表第一の上欄に掲げるリスクの種類ごとの同表の中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算した額

$$\{([ (A+B)^2 + C^2 ]^{1/2} + D + E + H + I)^2 + F^2 + G^2 + J^2\}^{1/2}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 普通死亡リスク相当額
- B 災害死亡リスク相当額
- C 生存保障リスク相当額
- D 災害入院リスク相当額
- E 疾病入院リスク相当額
- F 火災リスク相当額
- G 自動車リスク相当額
- H 傷害リスク相当額
- I その他のリスク（生命及び身体障害（AからHまでのリスクを除く。））相当額
- J その他のリスク（損害（AからIまでのリスクを除く。））相当額

- 二 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいずれか大きい額

イ 地震災害リスク相当額（関東大震災が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額）

ロ 風水害リスク相当額（昭和三十四年の台風十五号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額）

- 2 規則第百五十条第二号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第二の上欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。

- 3 規則第百五十条第三号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第三の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

- 4 規則第百五十条第三号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

- 5 規則第百五十条第三号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第五の上欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

- 6 規則第百五十条第三号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 再共済又は再保険リスク相当額として別表第六の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

二 再共済又は再保険回収リスク相当額として別表第七の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

- 7 規則第百五十条第四号に掲げる額は、同条第一号から第三号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第八の上欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。

（貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

第十五条 規則第百九十二条第二項及び第三項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

- 一 規則第百四十五条第一項第二号の異常危険準備金の額

- 二 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額
- 三 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、規則の施行の日（平成二十年 月 日）から適用する。

(社債等の指定の特例)

第二条 平成十九年四月一日前に取得した社債又は約束手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものをいう。）であって取得時における指定格付機関による格付がないもの又はBBB格相当未満のものについては、第五条第一項の規定は、同項中「取得時」とあるのを「平成十九年四月一日」と読み替えて適用する。

- 2 平成十九年四月一日前に取得した株式であって取得時の直前の事業年度における利益配当率が不明なもの又は一割未満のものについては、第五条第二項の規定は、同項中「取得時」とあるのを「平成十九年四月一日」と読み替えて適用する。

別表第一（第十四条第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	〇・〇六%
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	〇・〇〇六%
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額	—%
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・七五%
火災リスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共済金額のうちいずれか大きい額	三十三%
自動車リスク		十四%
傷害リスク		二十六%
その他のリスク（生命及び身体障害）		三十四%
その他のリスク（損害）		三十四%

備考

- 一 リスク対象金額は、出再額（再共済又は再保険に付した共済金額をいう。）を控除した額とする。
- 二 正味経過危険共済掛金は、正味収入共済掛金と前事業年度末未経過共済掛金の合計額から当該事業年度末未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。
- 三 平均正味発生共済金額は大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下同じ。）の平均額をいう。
- 四 前号の正味支払共済金額とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。）をいう。
- 五 第三号に規定する大規模災害とは、火災リスクにおける一回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の三十三%を上回る災害をいう。
- 六 その他のリスク（生命及び身体障害）及びその他のリスク（損害）について、共済規程又は火災共済規程に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

別表第二（第十四条第二項関係）

予定利率の区分	リスク係数
〇・〇%を超え二・〇%以下の部分	〇・〇一
二・〇%を超え三・〇%以下の部分	〇・二
三・〇%を超え四・〇%以下の部分	〇・四
四・〇%を超え五・〇%以下の部分	〇・六
五・〇%を超え六・〇%以下の部分	〇・八
六・〇%を超える部分	一・〇

別表第三（第十四条第三項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
------------	-------

国内株式	十%
外国株式	十%
邦貨建債券	一%
外貨建債券、外貨建貸付金等	五%
不動産（国内土地）	五%

備考

- 一 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。
- 二 リスク対象資産からは、子会社等（法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資金及び貸付金を除く。
- 三 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除く。

別表第四（第十四条第四項関係）

リスク対象資産の区分		リスク係数
貸付金 債券 預貯金	ランク 1	〇%
	ランク 2	一%
	ランク 3	四%
	ランク 4	三十%
短資取引		〇・一%

備考

- 一 この表において、「ランク 1」、「ランク 2」、「ランク 3」及び「ランク 4」とは、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - イ ランク 1 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。
    - (1) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関
    - (2) OECD諸国の中央政府及び中央銀行
    - (3) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
    - (4) (1)から(3)までに掲げる者の保証するもの
    - (5) 共済契約貸付（共済証書貸付、共済掛金振替貸付）
  - ロ ランク 2 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。
    - (1) ランク 1の(1)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関
    - (2) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
    - (3) 我が国及び外国の金融機関
    - (4) BBB格相当以上の格付を有する者
    - (5) (1)から(4)までに掲げる者の保証するもの
    - (6) 抵当権付住宅ローン
    - (7) 有価証券、不動産等を担保とする与信
    - (8) 信用保証協会の保証する与信
  - ハ ランク 3 ランク 1及びランク 2に該当せず、ランク 4に掲げる事由が発生していない先への与信等をいう。
  - ニ ランク 4 破綻先債権、延滞債権、三月以上延滞債権又は貸付条件緩和債権をいう。
- 二 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
- 三 貸付金には支払承諾見返を含む。
- 四 リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金を除く。
- 五 短資取引の相手先が第一号ニに規定するランク 4（以下「ランク 4」という。）に相当する状態となった場合には、リスク係数を三十%とする。

別表第五（第十四条第五項関係）

法人の業務形態		リスク対象資産の区分	リスク係数
子会社等	国内会社	株式	十%
		貸付金	一・〇%
	海外法人	株式	一五%
		貸付金	六・〇%
国内会社及び海外法人にかかわらずランク 4に該当する子会社等		株式	百%
		貸付金	三十%

備考

海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第六（第十四条第六項第一号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第百四十四条第三項に基づいて積み立てないこととした支払準備金及び規則第百四十八条に基づいて積み立てないこととした責任準備金	—%

備考

- 一 自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。
- 二 共済の種類ごとに出再割合（再共済又は再保険に付した共済契約の元受共済契約に対する割合をいう。）が五十%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を二%とする。

別表第七（第十四条第六項第二号関係）

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。）	—%

別表第八（第十四条第七項関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合	三%
右記以外の組合	二%